

「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業、地域及び行政との連携により子育て家庭への支援を推進し、社会全体で子どもと子育て家庭を支える機運の醸成をはかるとともに、家族のふれあいを促進することを目的とする「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 優待カード事業 名古屋市内在住の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども（以下「18歳未満の子ども」という。）及びその保護者並びに妊婦が、協賛ステッカーを提示する名古屋市内の協賛店舗等において、優待カードを提示することにより、様々な特典を受けられる市が実施する事業をいう。
- (2) 優待カード 18歳未満の子ども及びその保護者並びに妊婦に交付する子育て家庭優待カード「ぴよか」（様式第1号）をいう。
- (3) 協賛店舗等 優待カード事業に協賛し、優待カードの使用者に特典を提供する店舗又は施設をいう。
- (4) 協賛ステッカー 協賛店舗等が掲示する協賛ステッカー（様式第2号）をいう。
- (5) 協議会 なごや未来っ子応援制度に関し、名古屋市と共同して事業を実施する共同事業主体「なごや未来っ子応援協議会」をいう。

(役割)

第3条 市は、優待カード事業の趣旨を市民及び店舗又は施設に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 名古屋市内の店舗又は施設に対し、優待カード事業への協賛を依頼すること。
- (2) 名古屋市内に住む18歳未満の子どもの保護者又は妊婦に、優待カードを交付すること。
- (3) 名古屋市内の協賛店舗等に協賛ステッカーを配付すること。
- (4) 名古屋市内の協賛店舗等の名称及び特典等について、周知に努めること。
- (5) その他優待カード事業を推進するために必要なことを行うこと。

2 協議会は、協賛店舗等の募集、優待カード事業の広報活動その他優待カード事業を推進するために必要な事業を名古屋市と共同して実施する。

(優待カードの交付、使用等)

第4条 名古屋市内在住の18歳未満の子どもの保護者及び妊婦は、「なごや未来っ子応援制度」子育て家庭優待カード交付申請書(様式第3号)により優待カードの交付を受けることができる。ただし、子ども青少年局子育て支援部子育て支援課長(以下「子育て支援課長」という。)が認める場合には、この限りでない。

2 市は、子ども一人につき一枚の優待カードを交付することができる。

3 優待カードの交付を受けた者は、優待カードの使用に当たり、次に掲げることに留意するものとする。

(1) 18歳未満の子ども又はその保護者は、優待カード裏面の所定の位置に当該子どもの氏名及び生年月日を記載すること。

(2) 優待カードに記載してある有効期間を過ぎた優待カードを使用しないこと。

(3) 優待カードは、他人に貸与又は譲渡してはならない。

4 協賛店舗等は、優待カードの提示者に対して、当該カードを使用できる者であることを証する書類(保険証等)の提示を求めることができる。

5 優待カードの不正使用があった場合は、市は、その優待カードの申請者に対して返却を求めることができる。

(協賛の手続き等)

第5条 優待カード事業に協賛しようとする店舗又は施設を営む者は、店舗ごとに「なごや未来っ子応援制度」子育て家庭優待カード事業協賛申込書(様式第4号。以下「協賛申込書」という。)により、名古屋市に協賛を申し込むものとする。

2 協賛店舗等を営む者は、前項の協賛申込書の内容を変更しようとするとき、又は協賛を廃止しようとするときは、その2週間前までに、「なごや未来っ子応援制度」子育て家庭優待カード事業変更・廃止届(様式第5号)により名古屋市に届け出るものとする。

3 市は、第1項の規定による申込み及び前項の規定による届出を受けたときは、速やかに公表するものとする。

4 協賛店舗等は、協賛ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。

(1) 提供する特典の内容を協賛ステッカーの所定の位置に記載し、優待カードの

使用者が見やすい位置に掲示すること。

(2) 特典の内容を変更するときは、変更日以降、速やかに協賛ステッカーの記載を変更すること。

(3) 協賛を廃止するときは、廃止の日以降、協賛ステッカーを掲示してはならないこと。

6 協賛店舗等は、協議会が行う子育て支援キャンペーン事業に主体的に参画するよう努めるものとする。

7 協賛店舗等は、家族のふれあいある明るい家庭づくりを目的とした、毎月第3日曜日の「家庭の日」に、特典を設けるよう努めるものとする。

(協賛店舗・施設)

第6条 優待カード事業の協賛店舗・施設は、前条第1項に規定する協賛申込書を提出し受け付けられた店舗・施設とする。ただし市は、店舗又は施設が次の各号に定める業種若しくは事業を営むものに該当する場合は申込書を受け付けず、受け付け後に該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する風俗営業

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 消費者金融

(4) ギャンブルにかかるもの

(5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(7) 占い、運勢判断等に関するもの

(8) 興信所、探偵事務所等

(9) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの

(10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者

(12) 各種法令に違反しているもの

(13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(14) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に

規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(15) 前各号に掲げるもののほか、なごや未来っ子応援協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）が協賛店舗・施設として不適当と認めるもの

2 前項の規定に関わらず、名古屋市商店街振興組合連合会の会員商店街の組合員は協賛店舗・施設とすることができる。

3 前項の協賛店舗・施設とすることができるものについては、第1項ただし書の規定を準用する。

（協賛の範囲）

第7条 次の各号のいずれかに該当する協賛内容は、受付をしない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの又はそのおそれがあるもの

(5) 政治性のあるもの

(6) 宗教性のあるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、なごや未来っ子応援協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）が協賛内容として不適当であると認めるもの

（協賛受付に関する審査）

第8条 協賛申込みの受付の可否について疑義のある場合は、運営委員会において審査を行う。

（デザインの使用）

第9条 優待カード及び協賛ステッカーのデザインの著作権は名古屋市に帰属する。

2 デザインの利用にあたっては、子育て支援課長の承認を得なければならない。

（愛知県子育て家庭優待事業との関係）

第10条 優待カード事業は、愛知県子育て家庭優待事業（以下「愛知県事業」という。）との協働により実施する。

2 優待カード事業の協賛店舗等は、愛知県子育て家庭優待事業実施要綱で定める「はぐみんカード」の利用者に対しても、優待カードの利用者に準じて、協賛ステッカーに記載した特典を提供するものとする。

3 市は、優待カードの交付を受けた者が愛知県事業に協賛する店舗等において記

載された特典を受けることができるよう、愛知県及び他の市町村に対して要請するものとする。

（岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業との関係）

第11条 優待カード事業は、岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業（以下「岐阜県事業」という。）との連携協力により実施する。

2 優待カード事業の協賛店舗等は、岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業実施要綱で定める「ぎふっこカード」の利用者に対しても、優待カードの利用者に準じて、協賛ステッカーに記載した特典を提供するものとする。

3 市は、優待カードの交付を受けた者が岐阜県事業に協賛する店舗等において記載された特典を受けることができるよう、岐阜県に対して要請するものとする。

（三重県子育て家庭応援事業との関係）

第12条 優待カード事業は、三重県子育て家庭応援事業（以下「三重県事業」という。）との連携協力により実施する。

2 優待カード事業の協賛店舗等は、三重県子育て家庭応援事業実施要綱で定める「子育て家庭応援クーポン」の利用者に対しても、優待カードの利用者に準じて、協賛ステッカーに記載した特典を提供するものとする。

3 市は、優待カードの交付を受けた者が三重県事業に協賛する店舗等において記載された特典を受けることができるよう、三重県に対して要請するものとする。

（事務局）

第13条 この事業に関する事務を処理するため、子ども青少年局子育て支援部子育て支援課に事務局を置く。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、優待カード事業に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の「なごや未来っ子応援制度」

優待カード事業実施要綱の規定に基づいて交付されている優待カードであって、現に効力を有するものは、この要綱による改正後の「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱の規定に基づいて交付されている優待カードであって、現に効力を有するものは、この要綱による改正後の「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成22年12月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号及び様式第 2 号の改正規定は、平成25年12月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱の規定に基づいて交付されている優待カードであって、現に効力を有するものは、この要綱による改正後の「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の「なごや未来っ子応援制度」

優待カード事業実施要綱の規定に基づいて交付されている優待カードであって、現に効力を有するものは、この要綱による改正後の「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱の規定に基づいて交付されている優待カードであって、現に効力を有するものは、この要綱による改正後の「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱の規定に基づいて交付されている優待カードであって、現に効力を有するものは、この要綱による改正後の「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

様式第 1 号

優待カード

(表面)



(裏面)

子ども氏名

生年月日

年 月 日

18歳の誕生日を迎えた次の3月31日まで有効です

利用上の注意事項

① 記名された18歳未満の子どもとその保護者の方及び妊婦の方が利用できます。

② このカードを利用する場合は、あらかじめ店頭等で提示するとともに、サービス内容を確認してください。

③ このカードは他人に貸与・譲渡することはできません。

④ お問い合わせは、名古屋市子ども青少年局子育て支援課へ。
〈電話〉052-972-3083 〈FAX〉052-972-4419

「なごみー」でカード表示ができます



なごや未来っ子応援協議会・名古屋市
毎月第3日曜日は家庭の日

協賛ステッカー



210mm

148mm

様式第 3

「なごや未来っ子応援制度」子育て家庭優待カード交付申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市子ども青少年局

申請者

住所

氏名

私は、下記の子どもにかかる「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業の「ぴよか」を交付されたく、個人情報の取り扱いについて同意し、申請いたします。

記

	子ども氏名	生年月日	年齢
1		年 月 日生	満 歳
2		年 月 日生	満 歳
3		年 月 日生	満 歳
4		年 月 日生	満 歳

- ※ 交付数は、子ども一人につき一枚です。
- ※ 既に小・中学校、幼稚園、保育園でカードの交付を受けた子どもの分は申請できません。
- ※ 申請者は、名古屋市内在住の 18 歳未満の子ども及びその保護者、妊娠中の方に限ります。
- ※ 申請者の本人確認及び 18 歳未満の子ども（妊娠中の子どもを含む）がいることが確認できる書類（母子手帳、健康保険証、学生証など）を提示してください。
- ※ 妊娠中の方は、子ども氏名は記入せず、出産予定日を記入してください。

<個人情報の取り扱いについて>

記入された個人情報は名古屋市において厳重に管理し、本事業以外の目的に使用しません。

「なごや未来っ子応援制度」子育て家庭優待カード事業 協賛申込書

年 月 日

(あて先) 名古屋市子ども青少年局

所在地 〒

申込書 事業所名

代表者氏名^{フリガナ}

代表者生年月日 年 月 日

(担当者氏名)

(担当者電話)

なごや未来っ子応援制度の趣旨に同意し、協賛店舗・施設として下記のとおり申し込みます。

記

区 分 (いずれかに○)	買 物 飲 食 文 化 ・ 観 光 レ ジ ャ ー ・ ス ポ ー ツ 旅行 美容・理容 学習 その他
店舗・施設の名称 (支店名まで記入)	フリガナ
所 在 地	フリガナ 〒
電 話 番 号	() —
F A X 番 号	() —
電 子 メ ー ル	@
ホ ー ム ペ ー ジ	http://
営 業 時 間	時 分から 時 分まで (24 時間表示)
定 休 日	
特 典 の 内 容	
	家庭の日 (毎月第 3 日曜日) 特典 (任意記入)
子育て家庭へ応援 メ ッ セ ー ジ	(お店のセールスポイントなどを記入)

- ※ 店舗・施設が複数となる場合は、必要事項が記載された一覧表を添付してください。
- ※ 上記協賛店舗・施設の内容は、そのまま名古屋市子育て応援サイトに掲載します。
- ※ 「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱 (以下「要綱」といいます。) 第 6 条第 1 項ただし書の規定に該当するときは、協賛店舗・施設としません。また、協賛後にその旨が判明したときは、協賛を取り消します。
- ※ 要綱第 6 条第 1 項第 14 号の事由を確認する必要がある場合には、申込者の欄に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

--	--

「なごや未来っ子応援制度」子育て家庭優待カード事業 変更・廃止届

年 月 日

(あて先) 名古屋市子ども青少年局

所在地 〒

届出者 事業所名
代表者氏名
(担当者氏名)
(担当者電話)

1 協賛内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

変 更 時 期	年 月 日から	
変 更 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
店 舗 ・ 施 設 等 の 名 称		
所 在 地		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
電 子 メ ー ル		
ホ ー ム ペ ー ジ		
営 業 時 間		
定 休 日		
特 典 の 内 容		

2 協賛を廃止したいので届け出ます。

店舗・施設等の名称	
廃 止 理 由	
廃 止 時 期	年 月 日

※該当する事項のみ記入してください。

※店舗・施設が複数となる場合は、必要事項が記載された一覧表等を添付してください。